

ローマの休日事件

(東京地判平成 18 年 7 月 11 日, 平成 18 年 (三) 第 22044 号)

平成 18 年度著作権委員会 委員 茅野 直勝



要 約

本決定は、所謂「53 年問題」として新聞等各種メディアでも取り上げられ、話題となった事件であり、主として、平成 15 年に行われた映画の著作物についての著作権保護期間延長改正法に関し、映画の著作権の保護期間の始期と終期の解釈が争われたものである。

映画の著作物の保護期間については、上記法改正により、その公表後 70 年を経過するまで存続することとされた（著作権法第 54 条第 1 項）。本件は、1953 年に公表された映画の著作物の保護期間が、改正前の公表から 50 年が適用されるか、それとも改正後の公表から 70 年が適用されるかを巡って、著作権の消滅時期について司法による明確な判断がなされたケースであり、今後のリーディングケースとなる重要な意義を有する判決である。

本稿では、まず本件の事件の概要、主な争点と、それに対する裁判所の判断を説明し、その上で本件の背景にある問題としての著作権の保護期間延長を巡る諸問題を考察してみたいと思う。

目 次

1. 事件の概要
2. 主な争点
3. 裁判所の判断
4. 考察

1. 事件の概要

X は、アメリカ合衆国法人であり、映画の制作、配給を主たる事業とする者である（以下「X」という）。一方、債務者は、我が国法人であり、著作権の保護期間が満了した映画の DVD 商品の製造販売を主たる事業とする者である（以下「Y」とする）。

X は昭和 28 年に「ローマの休日」と題する映画（「本件映画 1」とする。）、及び、「第十七捕虜収容所」（「本件映画 2」とする。「本件映画 1」と併せて「本件映画」とする。）と題する映画を制作して、同年中にアメリカ合衆国において最初に公表した。

なお、アメリカ合衆国において最初に公表された映画の著作物であっても、我が国とアメリカ合衆国はともに「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（以下、ベルヌ条約とする。）」の加盟国であるので、著作権法第 6 条第 3 号により、「条約によりわが国が保護の義務を負う著作物」として、我が国におい

ても保護を受けることができる。

一方、Y は、平成 17 年 10 月頃から「本件映画」を複製した DVD 商品（「本件 DVD」とする。）を日本国内で製造頒布している者であり、本件 DVD は Y の卸した書店やレコード店等において、保護期間の満了したパブリックドメインに帰属する著作物の扱いで、格安の価格にて販売していた。

本件は、X が Y に対し、本件映画の著作物の著作権に基づき、複製権及び頒布権侵害を理由として、Y の本件 DVD の製造頒布行為の差止等を求める仮処分事件である（なお、以下文中の下線は全て筆者が付したものである。）。

2. 主な争点

(1) 本件は、X が本件映画の著作権の保護期間は改正著作権法により延長された旨主張するのに対し、Y は改正著作権法施行の際に、本件映画の著作権は消滅している旨を主張して、これを争った事案である。このようなことが争点となった理由には、今回の改正著作権法の経過措置として定められた本件改正著作権法附則第 2 条の解釈の問題があった。

(2) 改正著作権法附則第 2 条の解釈について

改正前の著作権法第54条第1項によれば、「映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後五十年（中略）を経過するまでの間、存続する。」とあったので、昭和28年（西暦1953年）にアメリカ合衆国で最初に公表されたのであれば、本件映画が公表された日の属する年の翌年である昭和29年（西暦1954年）から保護期間50年の計算が行われることになる（著作権法第57条）。

したがって、改正前の著作権法の下では、本件映画の著作物の著作権は、50年目にあたる平成15年（西暦2004年）の末日である12月31日の終了をもって消滅（満了）したはずである。また、本件は、戦後に公表された著作物であるので、いわゆる戦時加算による保護期間の延長を考慮する必要もない。よって、平成15年12月31日以後のYによる本件DVD製造頒布行為は、いわゆるパブリックドメインに帰属する著作物の自由利用であるから、Xの著作権侵害行為に該当しないはずである。

しかしながら、映画の著作物について、公表後70年まで保護期間を延長した改正後の著作権法附則によれば、「この法律は、平成十六年一月一日から施行する」と定められており（附則第1条）、更に、映画の著作物の保護期間については、経過措置として、「改正後の著作権法第五十四条第一項の規定は、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が存する映画の著作物について適用し、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が消滅している映画の著作物については、なお従前の例による」と定められている（附則第2条）。

ここで問題となったのは、「この法律の施行の際」とは具体的にいつの時点を指すのかということである。この解釈の如何によって、本件映画の著作物は既に保護期間が満了したのか、それとももう20年間保護が延長されるのか結論が分かれる。本件はこの附則第2条の解釈が争われた事件であり、この点を巡る両当事者の主張は以下の如くであった。

(3) Xの主張1

Xは、「本件映画の著作権は、平成15年12月31日午後12時の経過によって50年の存続期間が満了すべきところ、本件改正法の施行は、平成16年1月1日午前零時である。平成15年12月31日午後12時と平成16年1月1日午前零時とは同時と考えられることから、本件映画については、本件改正法附則2条に関

し、本件改正法の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が存続していたものであり、これにより、保護期間が平成35年12月31日まで延長された。」旨を主張した。そしてこのような主張の根拠として、現行著作権法の立法過程及び文化庁作成に係る書籍等の文献も同様の解釈をしていることを述べた。

(4) Xの主張2

Xは、上記主張1の根拠として「著作権の満了日の12月31日午後12時と施行日の翌年1月1日午前零時とが同一時点であることから、翌年1月1日施行の保護期間延長規定が前年末に保護期間の満了するはずであった著作物にも適用されるという解釈は、現行の著作権法の立法過程でも採用されていたものである。」旨を主張し、現行の著作権法の立法過程（ここでは、著作権法《昭和45年法律第48号》の立法過程を指す、以下同じ。）においても昭和45年12月31日までに保護期間の満了する著作物についても、昭和46年1月1日施行の現行著作権法が適用されることを前提とした立法当時の国務大臣及び政府委員（文化庁次長）らがした答弁書などを証拠資料として提出した（主張2の1）。

また、主に文化庁及び文化庁関係者らが記した各種文献中においても、現行著作権法及び本件改正法附則第2条の解釈に関し、昭和28年に公表された映画の著作物にも、保護期間を公表後70年とする本件改正法が適用されることが明記されている点で、Xと同様の解釈をしていること（主張2の2）、更に、当該解釈を裏付ける裁判例であるとして、最高裁昭和53年（オ）第647号同54年4月19日第一小法廷判決（判例タイムズ384号81頁）及び大阪高裁昭和54年（行ケ）第2号同年11月22日判決（判例タイムズ407号118頁）の2つの裁判例を引き合いに出した（主張2の3）。

(5) Xの主張3

Xは、上記主張1及び主張2をまとめ、「現行の著作権法が施行された昭和46年から、債権者と同一の解釈を前提とする著作権実務が運用されて定着している。」のであり、「本件改正法附則2条について、このような解釈を否定すると、法解釈の安定性を害し、著作権実務に無用の混乱を与えるのみならず、知的財産の保護を重視する時代の要請にも反することになる。よって、従前からの解釈を踏襲すべきであり、これを変更するような解釈をするべきではない。」と主張

した（主張3）。

(6) Yの主張

このようなXの主張に対して、Yは、「本件改正法の施行は、あくまでもその翌日の平成16年1月1日である。前日で消滅するとされていた権利が翌日においても存在すると扱ふことは法律の自然な解釈に反し、あり得ないことであるから、本件映画については、本件改正法附則2条に関し、本件改正法施行の際、現に改正前の著作権法による著作権が消滅していたものであり、なお従前の例によることから、いったん平成15年12月31日で消滅した著作権が復活することもない。本件改正法の附則も法律であるから、その解釈はまず文言の検討によるべきである。本件映画の著作権について、一方で平成15年12月31日まで権利が存続する旨の規定（改正前の著作権法54条）と他方で平成16年1月1日に現に存する権利に対して新法を適用する旨の規定（本件改正法附則2条）とがあって、時間を区切る単位として『日』を使い、2つの異なる日を表現した上で、附則2条が成り立っているから、一般的な国語の読解法に従って自然に解釈すれば、存続期間が平成15年12月31日までとされていた権利は、本件改正法の適用を受けられずに、保護期間を終了したものである。」と主張した。

3. 裁判所の判断

(1) 裁判所は、まず本件が適用される法が、我が国及びアメリカ合衆国がともにベルヌ条約の加盟国であることから、我が国における本件DVDの製造頒布行為の差止請求の準拠法は、ベルヌ条約第5条(2)にいう「保護が要求される同盟国」である我が国の法律であること、そして、本件映画は、著作権法第6条第3号により、我が国の著作権法による保護を受けるものであることを確認した上で、本件につき以下の如く判断した。

(2) Xの主張1について

Xの上記主張1について裁判所は、「確かに本件映画の保護期間の満了を『時間』をもって表現すれば、平成15年12月31日午後12時となる。しかしながら、著作権法54条1項及び57条の規定は、『年によって期間を定めた』（民法140条）ものであって、『時間によって期間を定めた』（同法139条）ものではない。年によって期間を定めた場合は、『期間は、その末日の終了をもって満了する。』（同法141条）とされるか

ら、あくまでも、保護期間の満了を把握する基本的な単位は『日』となるというべきである。そして本件改正法附則2条の規定は、この法律の施行期日である平成16年1月1日において映画の著作物の存否を問題とするものである。本件改正法が同日午前零時から施行されて効力を有するものであるとしても、著作権の存否を『年によって期間を定め』、『末日』の終了をもって満了することを前提とする限り、本件映画について、平成16年1月1日まで著作権が存続していたということはできない。（中略）このことは、法制一般について、『この法律は、平成11年3月31日限り、その効力を失う。』と規定されている場合に、平成11年3月31日午後12時まで効力を有し、同年4月1日午前零時に効力を失うと解釈されていることから明らかである（乙2, 3）。以上のとおり、本件改正法附則2条の適用関係に関する債権者の解釈及び文化庁の見解は、文理解釈上、採用することができない。」と判断し、Xによる「この法律施行の際」の解釈は、法律上の文理解釈を誤ったものであるとして明確にこれを否定した。

(3) Xの主張2について

裁判所は、まずXの主張2の1について「債権者は、現行の著作権法の立法過程において、政府委員が債権者の解釈を前提とした答弁をしているなど、このような解釈に立脚して、遅くとも昭和46年から今日まで、このような解釈を前提とする著作権実務が運用されてきている旨主張する。」点につき、「仮に、現行の著作権法施行の際の適用関係について、当初昭和37年12月31日に保護期間が満了する予定であった著作物を現行の著作権法によって引き続き保護したいという立法者意思を認め、合目的的に、昭和45年12月31日に保護期間が満了する著作物につき昭和46年1月1日に施行された現行の著作権法が適用されると解するとしても、本件改正法附則2条につきこれと同様に解すべき立法者の意思を汲み取ることは困難である。（中略）本件改正法の国会における審議の会議録には、本件改正法附則2条の適用関係に関する記載や、保護期間を延長した場合に対象となる映画やその公表時期に関する記載はなく、本件改正法の適用関係について、国会における立法段階での具体的な審議はされていないものと推認される。よって、本件改正法附則2条については、平成15年12月31日に保護期間が満了する著作物を保護するためのものであったという

立法者意思を認めることはできない。」とし、文理解釈上、Xの当該主張を認めることは困難であるとしてこれを否定した。また、Xの主張2の2についても、Xと同様の見解を示すものとしてXが提出した各文献は、「文化庁の見解を示したものにすぎず、法案を提出した文化庁が主観的にそのような意図を有していたとしても、本件改正法附則1条及び2条の文言上同見解が採用できない」ものであるとして、本件改正法附則に関するこのような文化庁の見解も否定した。更に、Xが主張2の3としてあげた2つの裁判例も本件改正法附則に関するXの主張の根拠とはならない旨判断した。

(4) Xの主張3について

裁判所は、Xが主張3とする「法解釈の法的安定性」、「知的財産権の保護を重視する時代の要請」との主張に対して、「なるほど、前記認定の通り、著作権法を所管する文化庁が債権者の解釈と同一の見解を表明してきたものであり、これに対する債権者の期待は、十分に理解することができる。」としつつ、「しかしながら、本件改正法附則第2条の適用関係に関する文化庁の上記見解は、従前司法判断を受けたものではなく、これが法的に誤ったものである以上、誤った解釈を前提とする運用を将来においても維持することが、法的安定性に資することにはならない。(中略)本件改正法は、映画の著作物の保護期間を公表後50年から70年に延長するものであり、その適用があるか否かによって、著作物を自由に利用できる期間が20年も相違することになる。しかも、著作権侵害が差止め及び損害賠償の対象となるのみならず、刑事罰の対象となること(著作権法119条以下)をも併せ考えれば、改正法の適用の有無は、文理上明確でなければならず、利用者にも理解できる立法をすべきであり、著作権者の保護のみを強調することは妥当でない。」旨きっぱり判断した。

(5) こうして裁判所は、上記4.(1)から(4)に掲げるように、Xの主張を全て否定した上で、「小括」として「以上のとおり、本件映画については、本件改正法が適用されずに、平成15年の経過、すなわち、同年12月31日の終了をもって保護期間が満了したものである。したがって、本件映画については、我が国においては、既に著作物の保護期間が満了したパブリックドメインに帰属する著作物というべきであるから、債権者の被保全権利が認められないことになる。」

旨判断し、債権者Xの申立てを却下した。

4. 考察

(1) 本件で問題とされた改正著作権法附則第2条の「この法律の施行の際」の解釈につき、法制一般における文理解釈に則って、平成15年12月31日午後12時と平成16年1月1日午前零時は別々の日として認識することが可能であるから既に本件映画の著作権は消滅しているとした本件決定の結論は極めて妥当な判断であったと思う。

本件につき債権者側は、知財高裁へ即時抗告を行ったが、その後取り下げている。これは、同債権者等が、本件と同じく1953年に公表された映画「シェーン」につき、当該映画を複製したDVD商品を日本国内で製造・販売していた者らに対し、著作権侵害を理由として、そのDVD商品の販売差し止め及びこれに基づく損害賠償の請求をしていた別の事件においても本件と同様の理由で請求が棄却され敗訴したことが大きく影響したものと思われる。(平成18年(ワ)第2908号著作権侵害差止等請求事件)。

(2) 本件は立法技術的な事柄を争う事件であったが、より根本的な著作権の保護期間の延長に関する問題について、以下に考察してみたい。その指標になるべきものは、1998年にアメリカで成立した著作権保護期間延長法(「CTEA (Sonny Bono Copyright Term Extension Act of 1988)」)、いわゆる「ソニー・ボノ法」とこれに伴う違憲訴訟(いわゆる「ソニー・ボノ法違憲訴訟」)が提示した様々な問題であろう。

この法が、通称「ミッキーマウス保護法」又は「ディズニー法」とも呼ばれる所以は、ミッキーマウスが初めて登場したとされる映画「蒸気船ウイリー」の著作権保護期間満了の時期が近づく度に、これを救う形で保護期間延長法案が議会へ提出され、成立するからである。この法が適用された結果、映画「蒸気船ウイリー」を含む1928年公表の著作物は、更に2023年まで保護期間が延長される運びとなった。そもそもこの映画が公表された当初の米国著作権法では、著作権の保護期間は公表から56年であったから、度重なる保護期間延長改正がなければ1984年にその保護期間は満了し、「ミッキーマウス」はパブリック・ドメイン(共有財産)として誰もが自由に利用できるはずであった。しかしながら、まず、1976年に著作権保護期間延長法案が議会に提出され成立した結果、公表から

75年と延長され、次いで、1998年の上記改正法によりその保護期間は更に公表から95年にまで延長されたのである。

このように期間が満了しそうになる度に延長を認めることは、事実上、著作権の保護期間を永久権とするに等しいからCTEAは違憲であるとする訴訟が1999年、パブリック・ドメインとなった著作物を第三者に公開していた市民及び憲法学者らが原告となって、コロンビア特別区連邦地方裁判所になされた。これが俗にいう「ソニー・ボノ法違憲訴訟」であった。

彼らの違憲主張の根拠となったのは、合衆国憲法第1条第8節第8項である。合衆国憲法は「議会は、著者や発明者に対して、それぞれの著作（中略）に対する（中略）独占権を有限時間だけ確保することで（中略）科学（学問）と有用な技芸の進歩を推進する力を持つ。」と定めている（引用文献「FREE CULTURE」ローレンス・レッシング著、山形浩生・守岡桜訳、翔泳社刊、第253頁）。従って、CTEAは、この「有限時間だけ」とした憲法上の要請に事実上違反するものであると主張したのである。連邦地方裁判所は原告の申立を棄却したため、原告らは更にコロンビア特別区連邦巡回裁判所に控訴したが申立は棄却された。結局、訴訟は連邦最高裁判所まで争われたが、最終的に原告側の敗訴に終わった。この敗訴によりアメリカでの著作権の保護期間延長法の合憲性は確定的なものとなった。

(3) ここで考えたいのは、そもそも著作権の保護期間を有限なもの限定する理由はどこにあるのかということである。著作権を含む知的財産権もまた所有権である限り、半永久的な所有を認める論理も成り立ち得るであろう。この問題については数多の論者が指摘するところであるが、概ね次のような理由に集約されるのではなかろうか。それは、「著作権の永久的存続性を認めるならば、著作権者の許諾がないかぎり、永久にその著作物の利用がなしえないこととなり、その結果、文化の進展は著しく阻害される。著作者といえども完全なる無から有を生み出すことはできず、著作物の作成にあたってはなんらかの形で先人の文化的遺産を摂取しこれを利用しているはずであるから、完成された著作物を永久に私物化することは許されないものといわなければならない。ここに著作権の保護期間の限定される理由がある。とはいえ、保護期間があまりにも短いときは、著作者の受ける利益は僅少なもの

となり、十分に著作者の労力に報いることができなくなる。かくては、何人も創作の意欲を失い、著作物はこの世から姿を消すこととなろう。そこで保護期間を決定するにあたっては、長すぎもまた短すぎもしない範囲内で、著作物の自由利用を求める一般公衆の利益と、労力に対する十分な報酬を期待する著作者の利益との調和点をどの時点に求めるか、を慎重に検討しなければならないのであって、保護期間を何年とするかは立法政策上最大の難問といっても過言ではない。」という理由である（引用文献「著作権法概説（第11版）」、半田正夫著、法学書院刊、第170頁から171頁）。

すなわち、「著作物の自由利用を求める一般公衆」側の利益と「労力に対する十分な報酬を期待する著作者」側との間の「利益」の公正なバランスを維持することこそ著作権保護期間を「有限」としたことの理由であろう。

(4) 著作権の法目的は、同法第1条にあるように「著作者の権利（中略）を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作権者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与すること」である。この点が、「産業の発達」を究極目的とする特許法などと決定的に異なる。ここでいう「文化」とは、すなわち日本国憲法にいう「表現の自由」と密接に繋がっており、著作権制度は、この憲法上保護が保障された「表現の自由」を当該制度を通じて、著作権者とその著作物を利用することを欲する者との間での利害の対立を公正なバランスを維持しつつ解決するための装置として機能してきたはずである。

したがって、保護期間が「長すぎもまた短すぎもしない範囲内」であることは、著作者らの創作のインセンティブを高めると同時に、一方で保護期間の満了した著作物はパブリック・ドメインとなり、クリエイターたちの手に自由に開放され、文化的に価値ある新たな著作物を大量に生み出すための肥沃な土壌となるのである。

しかしながら、もし、上述のCTEAのように半永久的とまでいえる程に保護期間を延長してしまったとすれば、肝心の「文化」を生み出す創作の土壌にはいつまでもたってもパブリック・ドメインという養分が与えられないから、当該土壌は栄養不足ですぐに枯渇してしまうであろう。

したがって、保護期間の長さを公正かつバランス良

く決定することは、著作権制度の根幹と本質的に絡む問題であり、ミッキーマウスのような長期間を経てもなお商業的に価値ある著作物と、既に「商業的な」価値を喪失した著作物を一律に保護期間延長してしまうことは著作権制度の崩壊を招きかねないのである。

(5) 著作権者等とその著作物の利用者とのバランスを維持する制度として、アメリカの著作権法は、その創設当時から1976年の改正まで、保護期間の更新制度を有していた。前掲のレッシグ教授（氏は、ソニー・ボノ法違憲訴訟の原告の一人である。）によれば、「最初の期間が終わったら、著作権保持者はそれを更新する必要がある。更新を必要とすることで、必要とされていない著作権保護は、もっとはやくパブリック・ドメインに移行する。保護下に残る作品は何らかの商業価値を持った作品だけとなる。アメリカはこの賢明な方式を一九七六年に廃止した。」とある（前掲「FREE CULTURE」第165頁）。創設当時のアメリカの著作権保護期間は28年間であり、前半の14年目が経過した時点で、その作品の著作物としての価値を見直す機会が著作権者自らに与えられていた。この制度により保護期間の半分が経過してもなお高い商業的価値を有する作品のみが、その保護期間を更新し、それ以外の大部分の商業的価値を失った作品群は早期にパブリック・ドメインとなり、創作の土壌を肥やすことが期待できたのである。しかしながら、1976年にこの「賢明な」制度を廃止したことによって、ソニー・ボノ法案成立後は、ミッキーマウスのような極めて高い商業価値を持つものだけでなく、既に当該商業価値を喪失した作品群も含めて一律に保護期間は最大で95年間となったのである。

もし、保護期間が満了しそうになる度に全ての著作物を一律に半永久的に期間延長を繰り返すのであれば、パブリック・ドメインによる著作物の自由利用を求める者はこれら作品群をもはや永久に利用できず、一方で、永遠の命を約束されたに等しい高商業的価値を有する著作物の著作権保持者等は、既存の著作物を維持・管理することに心がシフトし、新たな創作へのインセンティブは低下していくことが予想される。

このような事態は、著作権法の法目的と矛盾することとなる。したがって、著作権保護期間延長の問題は、単に期間の長さの長短だけが問題とされるのではなく、著作権者等とその著作物の利用者とのバランスを維持する制度的な保障を図る観点から議論されるべきであると思う。例えば、先に上げた「更新制度」のような両者のバランス感覚を取り入れた制度は、今後の立法政策的観点において大きなヒントになるかもしれない。

(6) 前述したように、著作権は「表現の自由」の問題とも密接に関わっているため、保護期間を何年とするかは「立法政策上最大の難問」であると同時に、司法的判断の場においても避けて通ることの許されない問題であると思われる。

本件において債権者は、「本件改正法附則2条について、このような解釈を否定すると、法解釈の安定性を害し、著作権実務に無用の混乱を与えるのみならず、知的財産権の保護を重視する時代の要請にも反することになる。よって、従前からの解釈を踏襲すべきであり、これを変更するような解釈をすべきではない。」旨を裁判所に主張した。この「時代の要請」とは、我が国が国際競争に勝ち残るためには、対外的にも有効な「武器」として機能し得る著作権制度を有することが産業界にとっても期待されているということであろう。

本件で裁判所は、知的財産の保護重視は「時代の要請」であるという上記債権者の主張に対して、著作権法の法目的を引用した上でこのように答えている。すなわち、「上記著作権法の目的を実現し、知的な創作活動を促進して、より高度な創造に向けた意欲を与え、他方で、その成果を活用して社会を発展させるために、権利の保護と公正な利用のバランスを失ってはならないことはいうまでもない。」と。この公正な「バランス」の維持こそが、今後の著作権保護期間の改正議論において最も重要な感覚であり、本件が我々に示唆しているものであると思われる。

(原稿受領 2007.3.15)